

子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和7年度分）に係る 検証の方法等について

区では、令和7年4月1日に施行した「杉並区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）において、子どもの権利の保障に関する施策（以下「施策」という。）についての計画を策定することとし、「杉並区子ども家庭計画」に、施策についての計画を包含しました。

加えて、施策の実施状況について、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴取のうえ、検証し、改善を図るものとしたところです。

この度、令和7年度の施策の実施状況について、以下のとおり、検証等に取り組むこととしますので報告します。

1 検証の目的

区の施策の実施状況を、毎年度、以下の観点から検証し、子ども及び子ども・子育て会議の意見を聴き、施策の改善を図るために実施します。

【検証の観点】

条例第3条に定める基本理念4つを踏まえ、以下のとおりとします。

	基本理念	検証の観点（評価のポイント）
①	差別的取扱いを受けないようにすること	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが公平に利用（参加）できているか 支援を必要とする子どもに配慮や支援が行き届いているか 対象となる子どもに情報が届き、多様な子どもに配慮した分かりやすい内容となっているか
②	その意見を尊重すること	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見が丁寧に聴かれているか 子どもの意見が事業に活かされているか
③	その最善の利益を考慮すること	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって、子どもにどのような効果が生じたか 各段階（企画・実施・見直し）で、子どもの立場から見直しが行われているか
④	その健やかな成長が図られること	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって、子どもの心身の健やかな成長につながる変化があったか 子どもが安心して過ごし、成長できる環境が確保されているか

2 検証の方法（令和7年度分）

令和7年度の施策の実施状況について、各所管課が評価を行い、その結果について、子ども及び子ども・子育て会議から意見を聴取します。

(1) 対象とする施策及び取組

- 子どもから、(仮称) ミライバ※1において意見を聴取することを踏まえ、条例第12条から第18条までに定める施策のうち、子どもを対象とした事業など、子どもに関わりが深い以下4つの施策を対象とします。
- 取組は、「杉並区子ども家庭計画」に記載した事業のうち、4つの施策に該当する主な取組を対象とします。

	施策	取組(抜粋)
①	子どもに係る相談体制の整備 (条例第12条)	・子どもの権利相談・救済機関の設置(24P※2) ・区立児童相談所の開設(29P) ・子ども家庭支援センター相談事業の実施(30P)
②	子どもの居場所の確保 (条例第14条)	・児童館の整備検討・機能の強化(38P) ・子ども・子育てプラザの運営・機能の充実(51P) ・障害児の放課後の居場所の拡充(72P)
③	子どもの意見表明と参画 (条例第15条)	・子どもの意見表明・参画の推進(24P) ・子どもアドボカシーに関する取組の推進(29P) ・次世代育成基金の活用推進(42P)
④	子どもの権利に関する普及啓発 (条例第16条)	・子どもの権利に関する普及啓発(24P) ・子どもと居場所をつなぐ情報発信(41P)

※1「(仮称) ミライバ」とは、子どもの「ミライ(未来)」をよりよくするために、参加者が考え、話し合う「バ(ば)」です。令和8年度から対面形式(子どもワークショップ)に加えて、Webや郵送等の非対面形式での参加(アンケート)を実施し、より多くの方が参加できる仕組みとしました。対象者は、区内在住・在学・在勤の小4～高校3年生世代で、「杉並区は、子どもの権利をちゃんと守れている？」をテーマに、4つの施策について意見聴取を行います。

※2「杉並区子ども家庭計画」掲載ページ

(2) 評価の内容

検証の対象とする取組について、各所管課が令和7年度の実施状況を4つの検証の観点から評価を行い、課題や改善点を明らかにします。

(3) 結果の報告・意見聴取(検証)

各所管課による評価の結果について、子ども及び子ども・子育て会議に意見聴取を行い、改善を図ります。

3 今後のスケジュール(予定)

令和8年8月	各所管課による評価の実施
10月～11月頃	第2回子ども・子育て会議に報告、意見聴取
10月～12月頃	(仮称) ミライバでの意見聴取 子ども・子育て会議で(仮称) ミライバの意見共有
令和9年3月頃	区ホームページにて公表

子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和7年度分）に係る評価票（案）

評価実施年月： 年 月

取組名称	子どもの権利相談・救済機関の設置	子ども家庭計画掲載頁	24頁
取組概要	<p>子どもが困ったときやつらいと思ったときに安心して相談ができる体制を整備するため、区長の附属機関として「杉並区子どもの権利救済委員」を設置します。「杉並区子どもの権利救済委員」は、子どもの権利に関して優れた識見を有する学識経験者で構成され、子ども等の声を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。</p> <p>子ども家庭計画から転記</p>		
令和7年度実施状況			
該当する施策（該当するものに○）			
○	(1) 子どもに係る相談体制の整備		(2) 子どもの居場所の確保
	(3) 子どもの意見表明と参画		(4) 子どもの権利に関する普及啓発
該当する基本理念（該当するものに○）			
○	差別的取扱いを受けないようにすること	○	その意見を尊重すること
○	その最善の利益を考慮すること	○	その健やかな成長が図られること

所管課による評価	
成果	該当する基本理念の検証の観点から、成果と課題及び今後の方向性について記載する。
課題	
今後の方向性 (評価から明らかになった改善点等)	

基本理念	検証の観点（評価のポイント）
差別的取扱いを受けないようにすること	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもが公平に利用（参加）できているか 支援を必要とする子どもに配慮や支援が行き届いているか 対象となる子どもに情報が届き、多様な子どもに配慮した分かりやすい内容となっているか
その意見を尊重すること	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見が丁寧に聴かれているか 子どもの意見が事業に活かされているか
その最善の利益を考慮すること	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって、子どもにどのような効果が生じたか 各段階（企画・実施・見直し）で、子どもの立場から見直しが行われているか
その健やかな成長が図られること	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって、子どもの心身の健やかな成長につながる変化があったか 子どもが安心して過ごし、成長できる環境が確保されているか